

岩手県企業局管理規程第6号

企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県企業局長 佐藤 学

企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程

企業局行政文書管理規程（平成9年岩手県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 [略]</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>(令和4年4月1日以後の行政文書の管理の特例)</u></p> <p>4 <u>令和4年4月1日以後に作成し、又は取得する行政文書の管理については、この規程の規定（第3条第2項、第6条、第35条第1項、第37条第3項、第40条第1項、第3項及び第4項、第41条、第43条の2第1項、第43条の5、第43条の7並びに別表を除く。）にかかわらず、同日から同年9月30日までの間に限り、局長が別に定めるところによる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。